

審議結果

審議会等名称 第 68 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和 6 年 10 月 7 日（月曜日） 13：00 ～ 15：05

開催場所 県庁西庁舎 7 階 701 会議室（オンライン会議併用）

出席者 天野 晴子、伊部 智隆、小向 太郎【副会長】、齋藤 宙也、鈴木 達也、
寺田 麻佑、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、山本 龍彦
事務局（情報公開広聴課長ほか 6 名）

次回開催予定日 未定

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 塩野、古屋、佐々木

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

審議経過

第 68 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について
- 2 「肝炎治療医療費の給付に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について
- 3 令和 5 年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について
- 4 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について
- 5 令和 5 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

6 「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」の見直しについて

7 その他（齋藤委員からの問題提起）

会議記録

1 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

- 人見会長** まず、議題（1）「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」です。こちらは、5月に開催した第67回審議会において、当審議会あての諮問を受け審議した案件ですが、前回審議会においては審議に必要な情報が十分に示されていなかったことから、継続審議事項として改めて審議を行うものです。こちらの案件の事務局は市町村課となりますので、担当者を紹介してください。
- 事務局** 市町村課から、職員紹介をお願いします。
- 市町村課** 市町村課の下澤と申します。
- 市町村課** 市町村課の村山と申します。
- 人見会長** それでは、事務局から説明をお願いします。

【市町村課が資料1-1及び資料1-2により説明】

- 人見会長** ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。
- 人見会長** この件は、前回の審議会で、小向委員から不利益的な措置に関わる本人確認情報の利用であるという問題提起があったものの、あまり深い問題意識を持たずに進めてしまったところですが、事務局から、この点についてもう一度審議をお願いしたいということで改めて審議することになりました。小向委員から何かございますか。
- 小向副会長** ありがとうございます。今、会長からお話をいただいたように、前回、ある意味では不利益的な処分に結びつくと考え得るものなので、こういったものについて過去に議論があったのではないかと御質問と、そのことを意識して審議したほうがよいのではないかと申し上げたかと思えます。それを踏まえて、過去にこういった案件について、住民一般への利益になる面と、それからある意味では本人の利益にもなるのだということ併せて検討するという結論になったという経緯を確認の上、改めて御提案いただいたものと理解しております。その意味では、この考え方については、過去の例も確認いただいて、それに沿った考えであるということで、合理的なものだと思います。

○人見会長 委員の皆様から、他に何か御質問や御意見等がございますか。

○鈴木委員 前回は初めての審議会で、ちょっと勝手にわからず発言する機会を失ってしまったところもあったのですが、やはり慎重であるべき話題だなという気がしています。利益、不利益という点では、不利益といっても本人が違反をしているわけで、社会的な利益という切り口で見えてしまえば問題ないと思うのですが、ただやはり、マイナンバーであったり、自分の情報がどのように使われるのか、まして、あえて言わせてもらうのであれば、強大な権力を持っている捜査機関に情報提供するということは、それなりに慎重に考えるべきと思っております。私は研究者ではないので、逐条的な解釈というのはなかなか難しいのですが、例えば訴えられたときに、それに耐えられるか、本人確認情報は条例に基づき利用しているということだと思いますが、この考え方が、それに耐え得る建て付けになっているのかが気になるようになりました。よろしければお答えいただければと思います。

○人見会長 事務局のほうから何かございますか。

○市町村課 もちろん、情報を利用する所管課としては、条例に定められているということをもって説明するというところではございますが、訴える前に、自分の情報がいつ、誰に伝えられ、どのように使われたかというところは、自己情報開示請求をするという制度がございますので、まずはそういったところから始めていただければと思っております。また、条例に定められているということに加え、審議会でも審議していただき、合理的なものとして認められているという説明をすることになろうかと思えます。

○人見会長 争われた場合には、審議会でチェックをして、行政内部ではありますが、こういった本人確認情報の利用を認めるということでオーソライズされている、こういった説明で、裁判でも認められるのではないかと考える次第です。

○鈴木委員 御説明はとてもよくわかりますし、ことさら捜査機関にけちをつけるわけでもないのですが、公益性という名の下に、緩やかに運用されてしまうのではないかとことを危惧しております。運用上、歯止めをかけるというのは難しいかもしれませんが、そうした視点は持っておいたほうがよいのではないかと指摘しておきたいと思えます。

○人見会長 前回の審議会であまり深い問題意識を持たずに審議をすすめてしまった中、事務局は、すでに設定していた4つの基準への当てはめについて、もう一度精査していただき、再度審議会に諮っていただくという、慎重な取扱いをされていると思えます。資料にも記載されておりますように、交通安全に係る一般的な利益だけではなく、御本人にとっても、記憶が新しいうちに主張ができるという意味でのメリットもないわけではないということが、基準の当てはめとして説明されているところでありまして、昨今、こうした自転車や原動機付自転車の事故が多発しているという状況もありますので、お認めしてよいのではないかと、ということでもあります。とはいえ、鈴木委員からも御指摘がありましたように、本人確認情報を安易に使うことがないように慎重に取り扱うというのは、審議会の重要なミッションでもありますので、心しておきたいと思えます。

○**小向副会長** 今、御指摘いただいたことは、会長から御説明もありましたとおり、今回の審議会で再度審議する前提となっている問題意識だと思いますが、大事なのは、まず、何の利益について考えているのかをしっかりと説明した上で再度検討しているということ、もし社会一般の利益だけが対象になるのであれば、より慎重な検討が必要だという趣旨の検討方針だということ、実際に次の段階の処分が行われるときは別の手続きが必要だということ、こういったことを踏まえて、今回、慎重に審議をして、これまでの考え方も踏まえて、この手続きを認めるという考えになったということだと思います。慎重に進める必要があるという御指摘はそのとおりだと思います。ただ、今回、問題意識を持って再度審議したということには意味があると思いますし、私はこの説明であれば妥当かなと思います。

○**人見会長** 他に御質問や御意見等はございますか。

○**人見会長** それでは、案のとおり答申するということに決定いたします。事務局は手続きを進めてください。

2 「肝炎治療医療費の給付に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について

○**人見会長** 次に、議題（2）『肝炎治療医療費の給付に関する事務』における特定個人情報保護評価書に係る報告についてです。この案件は、番号利用法第28条と、神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱第7条の規定に基づき、知事が基礎項目評価書について当審議会へ報告するものです。御質問に、よりの確に回答するため、事務の所管課であるがん・疾病対策課の職員を呼んでおります。事務局は、所管課の職員を紹介してください。

○**事務局** がん・疾病対策課から、職員紹介をお願いします。

○**がん・疾病対策課** がん・疾病対策課の神保と申します。よろしくをお願いします。

○**がん・疾病対策課** 同じく鈴木と申します。よろしくをお願いします。

○**人見会長** はじめに事務局から、特定個人情報保護評価の概要について説明してください。

【情報公開広聴課が資料2-1により説明】

○**人見会長** それでは、事務の内容の説明及び評価書の報告に移りたいと思います。所管課は説明をお願いします。

【がん・疾病対策課が資料2-2により説明】

○**人見会長** ただいまの説明について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

○**齋藤委員** まず初めに、前回の審議会で、私から、基礎項目評価書というものが、十分である、あるいは特に力を入れているといった選択肢の結論しか表示することができず、どのような

根拠でやっているのかは評価書から読み取ることができないという話をしていた矢先に様式が改正され、しっかりと根拠が盛り込めるようになったので、よりこの自己検証する機能が高まったのかなと思っております。ダブルチェックなどを盛り込んだマニュアルを作っているという説明ではあるのですが、所管課の事務の忙しさがどのぐらいのものか、ちょっと掴めていないところではあります。例えば横浜市では、内部ではしっかりとマニュアルを作っているのだけでも、業務が忙しくてなかなかそのとおりに実践できず、結果としてダブルチェックもおざなりになってしまっていて、今回報告のあった事務には送付手続きはないかもしれませんが、結局、誤送付あるいは誤交付してしまうというパターンは決して珍しくはないところです。横浜市も人為的なミスが結構多いので、なんとかその辺りに詳しい、別の第三者評価委員会を作って、毎年実地調査を行ってみたいところで、どうすれば、この人為的なミスを減らせるかということについて長年努力してきているところではあるのですが、神奈川県の人為的なミス自体は、この後に説明のある運用状況報告でも何件か漏えいの事例あるようですので、マニュアルを作ったから大丈夫だとは思わずに、現場でマニュアルに沿ってやることで防げるということまで、しっかり工夫して努力していただきたいと思います。

○人見会長 所管課から何かございますか。

○がん・疾病対策課 マニュアルの不備や、マニュアルの内容が理解されていないという、そういったところはあるのかもしれませんが、我々もこれから始めていくというところで、こういったマニュアルを作り始めさせていただいて、業務プロセスについてはやはり運用しながら見ていくのかなと思ってます。工程のチェックについても同様です。こうしたことをやりながら、ミスが生じないように進めてまいります。御指摘ありがとうございます。

○人見会長 よろしくお願ひします。この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思ひます。

3 令和5年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

○人見会長 次に、議題（3）「令和5年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について」です。こちらは、毎年度審議会で報告を受けている事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料3-1及び3-2により説明】

○人見会長 ただいまの説明について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

○人見会長 よろしいですね。この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思ひます。

4 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

- 人見会長 次に、議題（４）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について」です。個人情報ファイル簿・事務登録簿の新規登録等について、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料４により説明】

- 人見会長 ただいまの説明について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。
- 人見会長 よろしいですね。この件も報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

5 令和５年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

- 人見会長 次に、議題（５）「令和５年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」です。こちら、毎年度審議会で報告を受けている事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料５－１及び５－２により説明】

(※資料５－２ 24 ページの表 19 の「本人への対応 (通知を含む。)」の件数を修正し、公表する旨説明しました (21 件→22 件)。)

- 人見会長 ただいまの説明について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。
- 齋藤委員 自分で自分の持ち時間を削るようではありますが、まず資料５－２、13 ページの訂正請求ですけれども、訂正したものが1件、一部訂正が1件ということですが、訂正請求が通るのは割と珍しいような気がするのですが、どのような案件か、言える範囲で教えていただければと思います。
- 事務局 訂正した案件ですが、内容としましては、ある相談の記録がありまして、それに記載されている時給の金額が間違っているため直してほしいという訂正請求でした。こちらは明らかな間違いということでしたので、請求どおり訂正をしたものです。一部訂正の案件は、そちらもまたある所属において保有している記録ではありますが、そこに記載されている御家族の名前、御自身の兄弟の名前が間違っているという情報がありまして、訂正の趣旨を裏付ける根拠が請求者から提示されましたので、訂正をしたということです。ただ一方で、その他の記載についてはそれを裏付ける証拠がなく、訂正の必要はないと所属で判断したため、一部訂正になったと聞いております。
- 人見会長 ありがとうございます。齋藤委員、後半をお願いします。
- 齋藤委員 8 ページの情報公開審査会の案件一覧ですが、一番古いもので平成 31 年に審査請求されたものが未だ審議中で残っています。平成 30 年もありますね。これはおそらく同一の

方が、それなりに膨大な分量の請求をしてきており、そう簡単にはさげないといった事情はあるのだらうと思うのですが、5年、6年と答申にたどり着かないというのは、さすがに遅いかなと思うところがあります。宣伝ばかりで申し訳ないのですが、横浜市では、滞留案件が数百件あったもので、ついに条例を改正して、審査会の委員自体も増やし、部会も5つまで増やして、少しずつ滞留を解消するという形で努力をしているところですので、これも条例の改正があるのかもしれませんが、さすがにこれはもう少し努力して、古すぎるものはしっかり処理できるような体制を整えていく必要があるのではないかと、個人的に思いました。

○**人見会長** ありがとうございます。今の点、いかがでしょうか。

○**事務局** 重大なことだと受け止めており、目鼻がつくのが今年いっぱい、こういったものは大分解消されるというところでして、御指摘のあった案件は、長時間かかっている案件の中で最後に残っているものです。今後、大量請求が起こらないというのが前提ですので、後で議論していただくのですけれども、そういったところにも目配せしながら処理していきたいと考えております。

○**人見会長** 今の御説明だと、この平成31年あたりの案件は、大量の文書だったのですか。

○**事務局** 大量かどうか、というのは評価の部分になりますが、結構な量の複数案件です。

○**人見会長** 審査会はかなり時間がかかってしまうというのは、私も川崎市の審査会をやっていたので、1年ほどで何とかならないのかとは常々思っていたのですが、なかなかそうならないことも多いです。しかし、横浜市は委員を増やしているのですね。

○**齋藤委員** そうですね。そうして、何とか遅くとも3年ほどで、何かしらの答申を出せるように努力をしております。

○**人見会長** そのような御指摘がありましたが、今、目鼻がつきそうだというお話がありました。他に制度の運用状況について、御質問や御意見等がありますでしょうか。

○**天野委員** 聞き漏らしたかもしれませんが、13ページの、県の機関別決定件数について、病院機構の件数が非常に増えているのですが、たまたま令和4年度が少なくて戻ったのか、もし何か増加の原因があれば、わかれば教えていただければと思います。

○**事務局** 病院機構の337件の主な内容ですが、基本的には病院ですので、患者さんご自身の診療の情報、診断記録、そういったものになります。主な内容は令和4年度も変わらず、194件となっております、特別に事情があったとは聞いておりません。ただ、例年、同じ内容で請求等がありまして、令和5年度は特別に増えてしまったところがあるのですが、同一の方が大量請求したといった事情はないと考えております。

○**人見会長** ありがとうございます。それではこの件も報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

6 「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」の見直しについて

○人見会長 次に、議題（6）『「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」の見直しについて』です。本件は、情報公開制度に関連する報告事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料6により説明】

○人見会長 皆様の御質問や御意見を伺いたいと思いますが、その前に確認です。今日の報告事項は、要綱を廃止してガイドラインを代わりに作りますという報告で、どのようなガイドラインを作るかはまだ決まっていないということでしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○人見会長 了解しました。どのようなガイドラインを作るかが決まったら、報告していただけますか。

○事務局 はい、報告いたします。

○人見会長 ということで、まずは、この要綱を見直すという、見直しの方向性を御報告いただいておりますので、この点について委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いします。

○鈴木委員 これから詰めていくことになるのだと思いますが、やはり情報公開請求は非常に大事なものですので、それを何か変に閉ざすようなイメージはできるだけ避けるように、書きぶりの問題にはなってくるのだと思いますが、もちろん私もそのセクションの実務は存じ上げていないのですが、例えば、可能な範囲で、こういった事例があった、みたいな例があると、どこかの総理大臣ではありませんが、納得と共感のような、こういった事例があつて職員は大変だね、こういう事例はやはり排除したほうがいいよね、ということが分かるような書きぶりをしていただくことが大事なのかなと思います。

○人見会長 報告の中で、現行の要綱だとかなり形式的になっているので、もう少し実質を踏まえて見直すということで、決して公開の範囲を狭めようという趣旨ではないという説明はありましたので、今、鈴木委員からも、改めてその点について確認の御意見があつたと理解したいと思います。

○小向副会長 今の鈴木委員からの御意見にも関係するのですが、公開にかかる作業というのも、文書の処理方法や整理方法、技術の利用等で、状況は常に変わっていると思いますので、そういったことも含めて対応できるものはしていく、その上で、本当に濫用に当たるようなものについては、これは拒否の対象になるということ、なかなか難しいですが、できるだけ明確にさせていただけると良いのではないかと思います。こちらは、ガイドラインとして公開されるということですね。そのような説明に聞こえましたが、その点も念のため確認させてください。

○事務局 そうですね。ガイドラインは、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用基準というところに盛り込む予定で、こちらはもともと公開しているものですので、その一部として、今後、外部にも公表されることとなります。

○人見会長 ありがとうございます。小向委員からお話のあった、技術の進歩といった点について、デジタル化された文書であれば、例えばマスキングをする際に、全て人が見て逐一消すのではなくて、デジタル上でマスキングする、あるいは言葉や情報を特定したりするというのは、今はもう簡単にできるのでしょうか。

○事務局 まだそこまでは技術的に追いついてないところではあります。ただ、行政文書はもう電子化されていまして、データベースのようなものになっていけば、探索にもそれほど時間はかからないというところもありますので、そういうことを踏まえた上で、濫用的請求に当たるかどうかを判断することになるかと思います。

○人見会長 たとえ文書何万枚分の情報であっても、技術が進歩すれば、マスキングや情報等の特定が簡単にできて、作業も容易にできるということになれば対応可能だということかと思えますので、鈴木委員からも御指摘がありました。安易に大量請求だということで公開拒否決定等を行わない、ということで御検討いただければと思います。

○人見会長 それでは、最終的に基準、ガイドラインが決まりましたら報告をお願いしたいと思います。

7 その他（齋藤委員からの問題提起）

○人見会長 続きまして、議題（7）「その他」です。今回は、齋藤委員より、個人情報の取扱いに関する問題提起をしたいとお申出がありました。当審議会は、知事からの諮問や報告に対する審議を行うものであり、当該問題提起は議題と直接関係するものではありません。よって、当該問題提起について当審議会で議論を行った場合、議事録には残りますが、知事等における何らかの対応が必須とされるものではありません。しかし、当該問題提起は、県の個人情報の取扱いに関する問題であり、県における個人情報の取扱いに関する課題認識の契機となり、県の自発的な対応につながる可能性もあります。よって、御発言いただくものとします。なお、本日の審議会は15時までの開催を予定しております。閉会時刻になりましたら終了させていただきますので、御承知おきください。それでは、齋藤委員から御説明をお願いします。

【齋藤委員が委員作成資料により説明】

○人見会長 閉会時刻ではありますが、記憶が鮮明なところで、委員の皆様から御質問や御意見等がありましたらお聞かせください。

○鈴木委員 去年、本格的な職務質問を初めて受けました。夜に車に乗っていたときなのですが、

警察官職務執行法という挙動が不審だとか、そういった理由に基づくものなのかを聞いたところ、新人の警察官の指導のためにやっているとのことでした。車の中の検査も身体検査もやってもらい、とてもいい経験になりました。この審議会にふさわしいかどうかは別として、これはとてもいい問題提起だと思います。こと捜査機関の情報収集活動となると、闇の中というか、先ほどの説明の中で9月の名古屋での裁判の話がありましたが、廃棄したと言っているが本当に廃棄しているのか、個人情報の問題というのはこの審議会であっているように難しいですし、捜査機関での話となるとなおさら難しいと思います。こういった問題は、やはり訴訟を起こして、そこで明らかにして判決を積み重ねていくしかないと思います。例えば神奈川県で、このような問題はあるのでしょうか。

○**齋藤委員** かつては、共産党の幹部の盗聴といった事件はありましたが、個人情報に絞って考えたときに、特にニュースとして聞いたことは私ありません。

○**鈴木委員** 国の話、神奈川県警察がどうこうという話ではありませんので、こういった外国人の問題は、ニュースにはなりますが、やはり出る所に出て、積み重ねていくしかないという気がしています。

○**人見会長** ありがとうございました。当審議会のミッションは個人情報の保護に関する問題を取り扱うことで、要するに個人情報の過剰取得、法律に適合しない形での個人情報の取得が、特に警察組織において行われているのではないかという疑いについて、問題提起をいただいたということかと思います。恐縮ですが、時間も延長しておりますので、また何かありましたら、こういった形で委員の皆様から自主的な問題提起等をしていただくのも、今後の当審議会の活動の1つの契機に、場合によっては知事において問題を発見する重要な契機になり得ると思いますので、また何かありましたら問題提起等をしていただければと思います。